

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (81)

2017年 9月15日

小田中聰樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(2016年5月に生じた諸問題の5回目です。)

III 原発と核兵器の問題

一 原発問題

(1) ①3月19日、指定廃棄物や基準値以下の廃棄物処理について市町村長会議が開かれた(5月2日河北新報)。東京電力福島第一原発事故に伴い宮城県で発生した放射性物質による汚染廃棄物の処理について開かれた会議である。

① 環境省の放射能濃度再測定で、指定廃棄物の大半が国の基準値(1キログラム当たり8000ベクレル)を下回ったことが判明した。原発事故後に定められた特別措置法によれば、1キログラム当たり8000ベクレル超の廃棄物は処理責任を負うが、8000ベクレル以下は一般廃棄物として市町村が処理しなければならないとされている。

②従って会議では国に対する不満が当然ながら噴出したのである。

布施孝尚登米市長は、“県内に4万3000トンある一般廃棄物の処理も進んでいない。基準値を下回ったことで、市町村による処理の流れが加速するのではないかと不安だ”と述べた。伊藤康志大崎市長も、“再測定で濃度が下がったから一般廃棄物として処理できる、と言われても現場が理解できると思うか。…地域の視点が欠けている”と批判し、また佐藤勇栗原市長は、“きちんと内部まで測定した

のか。放射能濃度の高いものほど内側にあり、表面だけ測れば濃度は低くなるのは当然だ”と述べ、測定そのものに疑問を投げかけた。なお、村井嘉浩知事は、当面の議論を棚上げする考えだという(同日河北新報)。

③この問題の根源は、第一に、原発事故で生じた「核のゴミ」は東京電力と国が責任をもって処理すべきであり、市町村に負担させるのは責任逃れであること、第二に、測定値が本当に住民の不安を解消できるような適切であるかに疑問があることにある。

④①4月18日、原子力規制委は臨時総会を開き、九州、中四国地方の原発の安全性について議論した。熊本、大分両県に地震活動が続いている最中の総会であったが、一連の地震で川内原発の揺れは最大8.6ガルであり、原発が自動停止する設定値(最大加速160ガル)を大幅に下回っていたことから、田中俊一委員長は、記者会見で、「安全上の問題は起こらない」と結論づけた。

⑤そして政府はこの結論を受け入れ、4月19日、林経済産業相は記者会見で、「世界で一番厳しい基準を定めている規制委の「判断と結論を尊重するのが政治の姿勢」と明言した。

②この問題のポイントは、規制委の前述の判断と結論が正しいかである。田中委員長は、2015年8月の記者会見で、「絶対安全とは申し上げないし、事故ゼロとも申し上げられない」と語っていたからである。

そして政府側（丸川環境相兼原子力防災担当相）は、2016年4月19日の衆院環境委員会で、“規制委の判断を尊重する“とのみ答弁し、政府がどう責任をとるかについては言及しなかった。

③つまり、政府も原子力規制委も、「絶対安全」の判断を回避したのである。

現に、吉岡斉九州大学教授（脱原発をめざす市民団体「原子力市民委員会座長」）は“規制委見解は「安全宣言」のようで踏み込み過ぎだ。停止判断は電力会社に委ねるとしたら良かった…原発を止めるべきだ”と語ったのである。

④四国電力は、5月10日付で伊方原発1号機を廃炉とした。国内の商業用原発は、これにより42基になり、美浜原発1、2号機

（関西電力）、玄海原発1号機（九州電力）、敦賀原発1号機（日本原子力発電）、島根原発1号機（中国電力）に続き6例目となる。

⑤5月9日、NPO法人「原子力資料調査室」が中心となり結成された『もんじゅ』に関する市民検討委員会」は記者会見し、『もんじゅ』の廃炉を求める提言」を発表した。

⑥高速増殖炉もんじゅの新たな運営主体を探る文部省の有識者検討会議に対し批判的な研究者は、原子力規制委が2015年11月「もんじゅ」の運営主体を日本原子力研究機構から変更するよう勧告されたのを受けて、“有識者検討会はもんじゅ延命というあらかじめ用

意された結論に沿って議論している”と批判するとともに、新たな運営主体はあり得ない、廃炉以外に選択肢はない、とした。つまり、もんじゅを廃炉にすべきだと提言したのである。

⑦研究者の良心が発露した提言であると考ええる。

（2）①2016年5月10日、参院経済産業委員会は、再抛出等抛出法案を可決した（日本共産党、元気、改革を除く）（5月13日赤旗）。

多田資源エネルギー庁電力・ガス事業部長は、“使い道のないプルトニウムを増やす再処理の実態と増大する事業費の問題”について糾されたのに対して（倉林共産党議員）、“使用済MOX（使用済み核燃料を再処理して取り出したウランとプルトニウムの混合酸化物）の再処理も含め今後発生する全ての使用済み燃料が対象となる”と、答弁した。そして、六ヶ所村再処理工場（青森県）の稼働により発生するプルトニウム総量が年間8トンに対し利用計画は年間5.5～6.5トンであり、残りのプルトニウムは“劣化ウラン等と同様に備蓄をしてゆく”と答弁した。

②この答弁は、要するに余剰なプルトニウムが無害化されずに備蓄され増えていくことを認めたのである。

（3）①5月12日、「浜岡原発廃炉・日本から原発をなくす静岡連絡会」は、中部電力浜岡原発（静岡県御前崎市）を再稼働しないよう中電に要請した。

林克代表（県労働組合評議会議長）は、“浜岡原発が停止してから5年間、県民は電力不足が生じない安心・安全な生活を実感してき

た。再稼働しなくても社会生活は保障されている。安全と引き換えに国富を論ずることはできない。東海地震の震源域の真上に立つ世界一危険な原発は再稼働せず廃炉にすべきだ”と要請したのである。これに対し中電側は、“原子力規制委員会の新規準に適合していると確認していただけるよう努める”と述べた（5月13日赤旗。なお、5月13日河北新報もくわしい）。

②この問題は、例え新基準に適合したとしても、想定を超える地震が起こる可能性を否定できないことを示している。しかも住民の指摘するように、原発再稼働がなくとも電力は十分にあることである。

（4）5月12日、衆院原子力問題調査特別委員会で、藤野保史議員（共産党）は、北陸電力志賀原発（石川県）について、1、2号機の廃炉を早急に判断するよう原子力規制委に強く要求した（5月13日赤旗）。

実は原子力規制委は、4月同原発1号機原子炉直下を通る断層を活断層と解釈するのが合理的、2号機の重要施設の下を通る断層を“活断層の可能性はある”と判断した有識者チームの評価書を受理していたのである。

そこで藤野議員は、“活断層の真上に原子炉など重要施設の設置を認めていない原発の新規準にのっとり…廃炉にすべきだ”と指摘した。また“最終的判断について、今後の審査の課題”とする規制委田中俊一委員長の答弁に対し、“1号機建屋には692体の使用済み核燃料があり…原発が活断層上に建つ状況が続く。住民は不安だ”と迫及した。さらに、“2号機も緊急停止後に原子炉を冷やす重要施設・原子炉補機冷却系の配管が活断層上に

あり…新規制基準違反であり、…同施設が機能を失えば、炉心溶融などに至るおそれがあり、廃炉にすべきだ”と主張した。

（5）5月13日及び5月20日、首都圏反原発連は、首相官邸で抗議行動を行い、伊方原発再稼働・川内原発の停止を求めた（5月14日、21日赤旗）。

（6）①2016年5月11～13日、「核兵器禁止条約」など核兵器廃絶に関する法的措置を審議する第二回作業部会が開かれ約70ヶ国が参加した（5月15日赤旗）。この作業部会は昨年（2015年）設置されたが、核保有国は第一回、第二回とも欠席した。

第二回会合では、参加国の多数が核兵器禁止交渉開始を支持したが、日本やカナダなどは禁止条約ではなく、既存の国際法による「段階的な核軍縮」を主張した。

②日本政府は、「段階的核軍縮」を主張したが、これは核軍縮を先送りするのみか、核軍縮を棚上げにするものであると考える。

（7）①5月14日、「非核の政府を求める会」は、第31回総会を東京都内で開催した（5月15日赤旗）。

“非核の日本への政治転換をめざす運動が、いまほどその存在意義の発揮を求められているときはない”とする議案、および“戦争法廃止、立憲主義回復、非核の日本を求める共同をさらに大きく”と題するアピールを採択した。

②原和人常任世話人は、“今回の総会について、国際社会では核兵器廃絶条約の交渉開始を求める世論が大勢となり、国内では戦争法廃止の国民運動や野党共闘が発展する激動の情勢のもとで開催される”とする議案報告を

行い、大会の意義づけを行った。

(8) ①5月14日、「公害・地球環境問題懇談会」(JNEP)は、「地震列島日本の原発—熊本地震は警告する」と題する学習会を東京都内で開き、45人が参加し、立石雅昭新潟大学名誉教授(地質学)が講演した(5月15日赤旗)。

②その講演の概要は、①九州を横断する120キロを超える地域で震源断層が次々に移動し、震度5弱以上の地震が、近年に起きたどの地震よりも頻繁に発生していること、②熊本地震のような断続的に揺れが原発を襲った場合、重要な構造物がどうなるかについて検証されていないこと、③原子力規制委が川内原発の運転継続を認めた際に、“根拠がないのに、止めなさいと判断できない”と規制委員長が述べていることに対して、本末転倒だと批判したこと、④「稼働ありき」でなく、まずは川内原発を止めるべきであること、などである。

(9) 5月16日、東北大学災害科学国際研究所の調査グループ(遠田晋治教授・地震学など)は、熊本地震の震源に近い熊本県西原村で、並走する「正断層」と「横ずれ断層」が同時に動いたことを国内で初めて確認したことを災害研の調査会で明らかにした(5月17日赤旗)。

遠田教授は、“関西にも正断層と横ずれ断層が約10キロ離れて並走する場所がある。地下で繋がっており、大地震を起こす可能性があり、西原村での発見は今後の地震分析の見直しに繋がるだろう”と述べた。

(10) ①5月17日、原子力市民委員会は、東京都内で会見を開き、声明を発表し原子力

規制委員会に送付した(5月18日赤旗)。

②声明の概要は次の通りである。

①熊本地震により新規規制基準の欠陥が明白になったこと、②一刻も早く新規規制基準を見直すべきこと、③新規規制基準の改定が済む迄稼働中の川内原発1・2号機は停止させるべきこと、④他の原発についても、これ迄の設置変更許可を凍結し、既存原発に新たな基準への適用を求める「バックフィット規制」に基づき、新たな規制基準で審査すべきこと、⑤規制基準の欠陥として、⑥地域防災計画が、複合災害では機能しないこと、⑦その審査が規制要求になっていないこと、⑧耐震設計審査基準が不十分であり、「くり返し地震」を想定していないこと。

③この声明は、新規規制基準が欠陥規制であることを明らかにしたのである。

(11) 5月18日、日本原水爆被害者団体協議会(被団協)は、オバマ大統領に要望書を送付した(5月19日赤旗)。その内容は、概ね次の通りである。

①①貴国が核兵器禁止・廃絶のために、先頭に立つことを強く要請すること。②昨年

(2015年)の第70回国連総会本会議が「多国間核兵備撤廃交渉の前進」とする決議を採択したことに従って、率先して参加すること。

③包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准をすること。④「核兵器を使用したことがある唯一の核保有国の大統領として筆舌に尽くせない生き地獄を体験した被爆者の話を聞き、被爆の実相、被爆の資料などに直接触れることを強く要望し、生きているうちに核兵器のない世界を、との意欲を持つことを希望する。

②この「要望」は、被爆者の希望であるのみならず、日本人民、世界の良心の声である。なお、前述国連決議に、日本は棄権した25ヶ国の一国であることに留意したい。

(12) ①オバマ米国大統領は5月27日、初来日し、広島を訪れた。原爆資料館や原爆ドームを見学し、原爆ドームで、“平和を広めて『核兵器なき世界』を追求する勇気を共に見つけよう”と記帳した(5月28日赤旗)。

そして広島の平和記念公園で行われた式典で所感を述べ、「…核兵器の保有を減らし、狂信的な人たちに渡らないようにしなければならない…」と語った(5月28日赤旗)。

②しかし、核兵器を放棄するとは一言も語らなかった。しかも、アメリカは包括的核実験禁止条約(CTBT)を批准していない国である。

この二面的態度こそアメリカの真実の姿であり、その政治・軍事・外交政策の基底にあるものである。

③安倍首相は、オバマ大統領の後に演壇に立ち、“日米同盟は世界の希望を生み出す同盟でなければならない”と述べた(5月28日赤旗)。

④彼、安倍首相には核兵器禁止のことは全く念頭にはないのである。

(13) ①5月27日、文部科学省の検討会(座長有馬朗人)は、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」について報告書をまとめ馳文科相に提出した(赤旗5月28日、同日河北新報)。

②報告書の骨子は、①新たな運営主体の要件として原子力以外の分野の外部専門家の経営参画、②新たな組織形態として特殊会社、

特殊法人、認可法人、③経営には構成員の半数以上を目安に原子力以外の外的専門家が入ること、を求めるものである。

③要するに「報告書」は、経営・運営主体を変更することによって「もんじゅ」の存続を図ったのである。

④林広員原発問題住民運動福井県連絡会事務局長は「…空気中の水蒸気とも反応するナトリウムを使う老朽化したもんじゅは…廃炉を…決断すべき…」と語った(なお、これ迄に「もんじゅ」は事故を何度も起こしてきた)。

(14) ①5月30日、東京電力が福島第一原発事故の当初、原子炉内の核燃料が溶け落ちる炉心溶融が起きていたにも拘らず、炉心損傷と説明していた問題で、姉川原子力・立地本部長は、記者会見で、“炉心溶融に決まっているのに『溶融』という言葉を使わせないのは『隠蔽』だと思う”と述べ、“同社の説明が不適切だった”という認識を述べた(5月21日赤旗)。

②この問題の核心は、東京電力が福島第一原発の事故原因を隠蔽しようとしていたことであると私は考える。

(15) 以上で原発と核兵器の問題は、5月の動きとしては終える。

感想は、第一に原子力や核兵器を人智で制御できるとする考え方は、人間の驕った考え方だということである。第二に、両者とも絶対的に禁止すべきであり、そうしなければ人類は滅びるであろうことである。中間の道はないのである。第三に、子孫に美しい地球を残すために、原発に代わるエネルギーを再開発すること、そして核兵器絶対禁止を実現す

ることである。第四に、政府の、原子力の平和的利用とか核兵器の抑止力という神話に幻

惑されてはならないと考える。

IV 沖縄問題

一 沖縄問題については、日米両政府の“対沖縄政策”と“沖縄県民の沖縄闘争”とを交互に述べることにする。この両者は不可分一体のものだからである。

(1) ① 2016年5月11日赤旗の報ずるところによれば、アメリカ国防総省が昨年(2015年)公開した歴史書の中に、次のような記載があることが判明した。

“沖縄の日本復帰後も「米国は・・・危機の際に核兵器を再持ち込む権利を維持している」と明記されていたのである。密約の存在は知られていたが、それをアメリカが認め、沖縄を核基地として使用する権利を持つと明示したのは、初めてである(5月11日赤旗)。

②春名幹男『新資料・沖縄核密約』によれ

ば、そもそも核密約は2つあり、第一の密約は1960年の日米安保協定改定時に交わされた“核兵器を搭載した米軍の艦船および航空機が日本国内の港湾や飛行場に寄港ないし通過する場合、「事前協議」を必要としないという密約である。

第二の密約は、1969年沖縄返還合意の際に佐藤首相とニクソン大統領が交わした密約であり、沖縄返還後、“緊急事態”が発生した場合、米軍が沖縄に核兵器を「再持ち込み」することを事実上認めた密約である(以下、“沖縄密約”という)。

③ 沖縄返還協定7条に関し、米国防総省の「歴史オフィス」第7巻の中に次のような記述がある。

沖縄返還協定第7条に基づいて、日本が引き継ぐ米国の施設に対する補償および核兵器撤去の費用として、米国に3億2000万ドルを支払うことで合意した。協定では明確に核軍備とは言及していないが、第7条は1969年の佐藤・ニクソン共同声明が示したように日本領土内で核兵器保有を禁止する日本の政策に「背馳しないよう」返還を実施すると明記している。米国は(核)兵器を撤去するが、危機の際にはそれらを再持ち込みする権利を維持した。米政府は沖縄において大半の軍事施設と人員も維持する。多くの基地は閉鎖され、占領した土地は沖縄県民に返還される。しかし、米国防総省にとって最も重要なことは、この協定で米国に、嘉手納空軍基地を含む沖縄の54ヶ所の主要施設の無期限継続使用が認められたことだった。

これが、1969年11月19日にホワイトハウスで行われた日米首脳会談の内容であり、国防総省として認めたものである。

④さらに、2009年12月23日、密約文書の正文が明らかにされた(読売新聞のスクープにより)。

米国大統領

日本を含む極東諸国防衛のため米国が負う国際義務を効果的に履行するため、重大な緊急事態の際には、米国政府は日本国政府との事前協議の上、沖縄への核兵器再持ち込みと通過の権利を必要とする。米国政府は好意的な回答を期待する。米国政府はまた、既存の沖縄の核貯蔵地であ

る嘉手納、那覇、辺野古、そしてナイキ・ハーキュリーズ基地をいつでも使用できるよう維持し(原文 standby retention)、重大な事態の際には活用することが必要となる。

日本の首相

日本国政府は、大統領が重大な事態の際に必要とすることを理解し、そのような事前協議が行われる場合、遅滞なくこれらの必要を満たす。

⑤要するに、沖縄核密約とは、「事前協議」で核兵器再持ち込みを日本が「理解」し「同意」する形式をとっている。しかし、事実上はアメリカの戦略にとって核兵器は必要なものであり、日本の「同意」を得た形にして、同意の有無に拘らず日本に核兵器を持ち込み、今でも持ち込んでいるのが実態である。

春名氏の指摘によれば、重要なのは、重大事態の際に核兵器を再持ち込みできる基地名が密約文書に明記されていることだ。それは嘉手納、那覇、辺野古、ナイキ・ハーキュリー基地の四つで、いつでも核兵器の貯蔵を引き受けることができる「スタンバイ」しているという。

⑥ 現実には、日本はアメリカの核列島、核基地であり、アメリカの軍事戦略の一部分に過ぎないことを的確に認識し、その軛(くびき)から脱する道を探り当てなければならないと思う。

(2) ①5月19日、沖縄県うるま市で発生した女子行方不明事件が、女性遺体遺棄(事件)として発見された。逮捕されたのは元米海兵隊員の軍属の男であった(5月20日赤旗)。

②その背景には、沖縄が米軍の出撃基地であり、沖縄に米軍専用基地の約75%が集中しており、沖縄本島の20%近くが米軍により占拠されている事実があることである。沖縄に限らず基地が集中する地域では米軍による凶

悪な犯罪が続出している。1955年9月から2016年3月に起きた米軍関係者の主な凶悪犯罪は20件に及ぶ(5月20日赤旗に一覧表が掲載)。

③米軍基地があることにより起こった犯罪について、「ヘリ基地反対協議会」の安次富浩共同代表は、“基地がある故に痛ましい事件がくり返される。安倍政権が沖縄県民の心に寄り添うというのであれば、普天間飛行場の即時閉鎖と辺野古移設の中断をするしかない”と述べた。

(3) ①5月20日、嘉手納基地ゲート前には、250人が集まり日米政府に対し抗議した(5月21日赤旗)。

②新川秀清第三次嘉手納爆音訴訟原告団長は、米軍基地の撤去、辺野古基地を作らせない、高江ヘリパッド建設阻止を訴えた。

また翁長知事は、「無事発見されてほしいとの願いもむなしく、最悪の展開になってしまい、痛恨の極みであり…非人間的な事件が発生したことは、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされてきている県民に大きな衝撃を与え、新たな不安を招くものであり、断じて許されるものではない“とするコメントを発表した(5月21日赤旗)。

(4) 5月22日、米軍キャンプ瑞慶覧ゲート前で被害女性の追悼会が開かれ、黙祷した(5月23日)。

また5月23日、安保破棄中央実行委員会

と同東京実行委員会は、事件に抗議する宣伝活動を東京・新宿駅前で行った（5月24日赤旗）。

（5）①5月23日、安倍首相と翁長知事は、女性遺体遺棄事件について首相官邸で会談した（5月24日河北新報）。

②翁長知事は次のように述べた（同日、河北による）。

①在日米軍の綱紀肅正と再発防止を米政府に働きかけるよう求めた。②その上で、日米地位協定の抜本の見直しを要請し、③来日するオバマ大統領に再会する機会を与えるよう要求した。

③これに対し、安倍首相は、オバマ大統領との首脳会談で厳正対処を申し入れる考えを表明する一方、日米地位協定の改定には“相手があることだ、実質的に改善を積み重ねてきたところだ”と述べ、消極的姿勢を示したのである。

翁長知事は「今の協定の下では日本の独立は神話だ。両政府の責任で協定の見直しを含め抜本的対策を講ずるよう求める」と述べた。

④この発言は、沖縄県民の心そのものである

る。

（6）①日米首脳会談が行われた日（5月25日）、女性遺体遺棄事件に抗議する集会が開かれ、

嘉手納基地には約4000人が集まり、被害者を悼み、米軍沖縄基地負担軽減を訴えた。

②そして稲嶺市長は、“在日米軍専用施設の約74%が沖縄に集中する状況を変えなければ、米軍関連の事件はなくなる”と指摘し、“県民の怒りを結集し、世界中に訴え続けることが必要だ”と呼びかけた（5月26日河北新報）。

（7）①5月25日夜、オバマ大統領と安倍首相とは日米首脳会談を行った（5月27日赤旗）。

②一時間に及ぶ会談で、沖縄問題に充てられたのは前半の20分のみで実質は10分程度であった。一方、オバマ大統領は、遺体遺棄事件につき謝罪せず、他方安倍首相は日米地位協定の改定や、翁長知事の求めた件についても何ら提起しなかった。つまり、“まったく中身の無い会談”（翁長知事）であった。

③もう少し詳しく翁長知事の記者会見で語ったことを紹介する。

本日の日米首脳会談の共同記者会見で、両首脳は、今回の事件に関し、実効性のある再発防止に取り組んでいくとの認識を示した。

しかし、安倍首相が、オバマ大統領と直接会話する機会をつくっていただきたいとの私の希望や日米地位協定の見直しに言及しなかったことは大変残念だ。

地位協定について、政府が運用改善で対応しているが、それでは限界があることは明らかだ。そのことは県民が等しく認識している。

県は、これまで数十年にわたり、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに、綱紀肅正、再発防止および教育の徹底等を米軍等に何度も繰り返し強く申し入れてきたが、現状は全く変わらないと言っても過言ではない。

このような凶悪な事件は、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約

74%に及ぶ広大な基地があるがゆえに発生するものである。

このような現状を日米両政府は十分に認識し、日米地位協定を見直し、米軍基地の整理縮小など、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組むことが抜本的な解決につながる。

県民は、これまでも過重な基地負担を強いられ、我慢し続けてきた。このまま日米地位協定の改定がなされなければ、県民は、米軍基地に対する不安は解消できず、これ以上耐えることができない。(25日夜の記者会見)

④①この翁長知事の会見での発言は、このような悲惨な事件が日米地位協定に由来しているとしている。しかし、その奥底にあるのは、米軍基地を積極的に受け入れた法、すなわち日米安保条約(旧、新しいずれも)にあるという認識があると思う。

日米安保条約こそ米軍の犯罪を生み出す根元である。

②なお、沖縄を核兵器のある核基地としたのは、前述した佐藤首相とニクソン米大統領との密約である(1969年11月19日、ホワイトハウスで行われた日米首脳会談)。その密約により、嘉手納、那覇、辺野古、ナイキ・ハーキュリーズの4基地に核兵器が貯蔵されていることになった(5月24日赤旗)。

③しかも日本政府は、「核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連決議」につき棄権し続けてきたのである。因みに同決議に棄権したのは、日本、オーストラリア、カナダ、韓国など25ヶ国。反対したのは、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、イスラエル、ドイツ、イタリア、トルコなど24ヶ国。賛成は137ヶ国である。

④「核兵器禁止条約」に反対・棄権する

国々は、「核抑止論」(つまり核兵器こそ戦争を抑止する力がある)に依存しているである(同日赤旗)。

⑤しかし、これは逆立ちした考え方である。核所持(保有)国の増大を防ぐ力はなく、一旦戦争が始まれば、核戦争になることは火をみるより明らかである。

私たちは人智の限りを尽くして、「核抑止論」を打破しなければ人類は滅亡するであろう。

(8)5月26日、沖縄県議会は、臨時会を開き、女性遺体遺棄事件に対し抗議するとともに、米軍普天間基地の閉鎖・撤去、「県内移設」の断念、在沖米海兵隊の撤去などを求める抗議決議と意見書を、全会一致で県議会としては初めて可決したのである(但し、自民党会派は退席)(5月27日赤旗)。

(9)以上で、2016年5月の沖縄問題を終える。この項目を書いて思ったことは、沖縄問題とは、日本人民の問題そのものであるということであった。そして沖縄問題を根本的に解決するためには、日米安保条約を廃棄しなければならないということであった。

(以下 次号へ続く)